



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

条 例	
○ 沖縄県議会議員及び沖縄県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（市町村課）	3
○ 沖縄県海岸漂着物地域対策推進事業基金条例（環境整備課）	3
○ 沖縄県子ども・子育て会議設置条例（青少年・児童家庭課）	5
○ 沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例（障害保健福祉課）	7
○ 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（障害保健福祉課）	17
○ 沖縄県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例（国民健康保険課）	19
○ 沖縄県文化芸術振興条例（文化振興課）	20
規 則	
○ 沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則（人事課）	27
○ 沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則（行政管理課）	28
○ 沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例施行規則（障害保健福祉課）	29
○ 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則及び沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（障害保健福祉課）	31
○ 沖縄県文化芸術振興審議会規則（文化振興課）	32
訓 令	
○ 沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令（行政管理課）	33

### 公布された条例のあらまし

- 沖縄県議会議員及び沖縄県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（条例第61号）
  - 1 公職選挙法の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととした。（第2条関係）
  - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）

---

- 沖縄県海岸漂着物地域対策推進事業基金条例（条例第62号）
  - 1 基金の設置について定めることとした。（第1条）
  - 2 基金の積立額について定めることとした。（第2条）
  - 3 基金の管理について定めることとした。（第3条）
  - 4 運用益金の処理について定めることとした。（第4条）
  - 5 繰替運用について定めることとした。（第5条）
  - 6 基金の処分について定めることとした。（第6条）
  - 7 規則への委任について定めることとした。（第7条）
  - 8 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則第1項）
  - 9 この条例は、平成27年3月31日限り、失効することとした。（附則第2項）

円以下の罰金に処する。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第24条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第20条第1項の規定による広域相談専門員の任命に関し必要な行為は、この条例の施行前においても、同項及び同条第2項の規定の例により行うことができる。

(検討)

- 3 知事は、この条例の施行後3年を目途として、障害のある人を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

---

沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年10月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第65号

**沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例**

(沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

- 第1条 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年沖縄県条例第27号)の一部を次のように改正する。

目次中「第61条」を「第61条の2」に改める。

第2条第1項第4号中「平成25年沖縄県条例第29号」の次に「。以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。」を加え、「同条例」を「指定障害福祉サービス等基準条例」に改める。

第59条中「第24条第2項」を「第24条第1項」に改める。

第60条中「沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」及び「同条例」を「指定障害福祉サービス等基準条例」に、「第24条第1項、第3項、第4項及び第5項」を「第24条第2項から第5項まで」に改める。

第61条中「第24条第1項、第3項、第4項及び第5項」を「第24条第2項から第5項まで」に改め、第2章第5節中同条の次に次の1条を加える。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)

**第61条の2** 規則で定める要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第59条（第24条第2項から第5項までの規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については適用しない。

第78条中「、第44条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と」を削る。

第81条中「、第61条」を「から第61条の2まで」に改める。

(沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

**第2条** 沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「平成25年沖縄県条例第27号」の次に「。以下「指定通所支援基準条例」という。」を加え、「同条例」を「指定通所支援基準条例」に改める。

第111条第1号中「又は」を「、指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は」に改め、「平成15年厚生労働省令第132号」の次に「。以下「特区省令」という。」を加え、「利用者」を「障害者及び障害児」に改め、同条第2号中「利用者」を「障害者及び障害児」に改め、「通いサービスの利用定員」の次に「（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数と第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）」を加え、同条第4号中「利用者」を「障害者及び障害児」に改める。

第202条第1項中「沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」及び「同条例」を「指定通所支援基準条例」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

沖縄県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年10月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第66号

**沖縄県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例**